

〈談話〉

改憲手続法改正案の採決強行に抗議します

2021年6月14日

日本婦人団体連合会

会長 柴田真佐子

参議院本会議で6月11日、国民投票法改正案（改憲手続法改正案）が可決・成立しました。市民・法律家団体の反対の声を押し切り、採決を強行したことに強く抗議します。

現行の国民投票法は、最低投票率を設けない、公務員の運動を不当に制限している、資金力の多寡によって広告の量が左右される広告放送など問題がある欠陥法です。今回の改正案はこれらの問題を解決していません。附則で、改正法施行後3年をめどに、広告規制、資金規制、インターネット規制などの検討と措置を講ずるとしていますが、現行法の重大な欠陥は解決されないままです。

菅首相は本年5月3日に改憲派集会に寄せたビデオメッセージで、国民投票法改正案について、「憲法改正議論を進める最初の一步として成立を目指す」ことを公言しており、これが改憲を加速させるための法改正であることは明らかです。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いて緊急事態宣言が繰り返され、国民のいのちとくらしが脅かされています。とりわけ女性たちはコロナ禍の影響を大きく受けています。国民は憲法改正など望んでいません。政府は、日本国憲法を遵守し、コロナ対策を含め、憲法があらゆる分野に生きる社会の実現を目指すべきであり、医療・社会保障の充実など、憲法のうたう生存権の保障が今ほど求められるときはありません。

日本婦人団体連合会は、改憲に反対し、憲法が生きる社会、誰もが人権を尊重され人間らしく生きられるジェンダー平等社会の実現をめざし、運動を広げます。

来たるべき総選挙では、市民と野党の共闘の力で改憲反対勢力を大きくし、菅政権の改憲策動をやめさせる決意です。

以上